

## 23年度の国民健康保険税の税率

23年度の国民健康保険税率等が決められました。税率に変更はありません。最高限度額は医療分が51万円、後期高齢者支援金等分が14万円、介護分が12万円となりました。前年所得金額が一定基準以下の場合、その段階に応じて均等割と平等割が、7割・5割・2割軽減されます。年金からの天引きで納付する世帯  
該当する世帯主には、7月中旬に詳しい内容を通知します。一定の条件を満たす場合は、申請することから年金からの天引きから口座振替による納付へ変更することができます。

▼23年度の税率等 ( )内は22年度分

	医療分 (0~74歳)	後期高齢者支援金等分 (0~74歳)	介護分 (40~64歳)
所得割 【課税所得金額×税率】	7.7% (7.7%)	2.0% (2.0%)	1.5% (1.5%)
資産割 【固定資産税額×税率】	21.7% (21.7%)	6.3% (6.3%)	4.3% (4.3%)
均等割 【1人あたり】	2万9,000円 (2万9,000円)	7,600円 (7,600円)	8,400円 (8,400円)
平等割 【1世帯あたり】	2万5,000円 (2万5,000円)	6,800円 (6,800円)	4,100円 (4,100円)
最高限度額	51万円 (50万円)	14万円 (13万円)	12万円 (10万円)



### 市税の納期

①固定資産税第2期  
②国民健康保険税第2期

納期限  
**8月1日(月)**

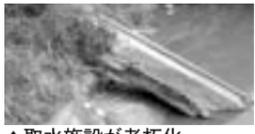
自主納付の人は、忘れずに納付をお願いします。口座振替の人は、預金残高の確認をお願いします。

## 新規事業

### 県単独緊急ため池整備事業

堤の侵食や漏水、洪水吐の壊れなど、老朽化が進み早急に対策すべきため池はありませんか？堤の決壊など災害を未然に防ぐため同事業が期間限定で創設されました。ため池の管理者はご相談ください。

▽事業期間 平成25年度まで  
▽地元負担 事業費の14%



▽対象 受益農家2戸以上、事業費100万円以上  
▽農地整備課 ☎43・5026

### 狩猟免許試験

シカやイノシシなどの狩猟鳥獣の捕獲に必要な資格です。

▽申込期間 8月8日(月)~23日(火)  
①知能適正試験 9月10日(土) 神戸  
②技能試験 9月25日(日) 農林振興課 ☎43・5025

神戸※①の合格者のみ  
※試験を受験する人を対象にした初心者講習会を実施します。講習会の申込みは7月28日(木)までとなっています  
農林振興課 ☎43・5025

# 大会結果

(敬称略)

○数字が順位。関係のみ掲載  
◆クラブ対抗テニス大会 (6月5日、西淡社教センター)  
O A T S  
▽①チームカズさん②チームAzisai③ルビー&イブ④



## 後期高齢者医療制度のご案内

保険料額決定通知書を7月中旬に送付します  
保険料額  
①均等割額 4万3924円  
②所得割額(平成22年1月~12月の総所得金額等) 33万円×8.23%  
※総所得金額等：収入額から控除額(公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費を引いた金額。所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含みません)  
保険料の納付方法  
①年金から(特別徴収)  
10月から開始となる人は3回分(7~9月)は口座振替が納付書での納付となります。  
②口座振替・納付書(普通徴収)  
7月~翌年3月まで毎月納付いただきます。①年金受給額が年額18万円未満の人②後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える人③今年度中に75歳になる人④保険料納付方法変更申出書を提出している人などが対象です。

所得(総所得金額等)基礎控除額33万円)が58万円(年金収入のみの場合は211万円)以下の人は所得割額が5割軽減されます。  
②均等割額  
▼22年中の総所得金額等が一定額以下の人の総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準以下の世帯  
軽減割合(年額)  
基礎控除額33万円 被保険者全員の各所得が0円 ※年金収入80万円以下 9割(4,392円)  
上記以外 8.5割(注1)(6,588円)  
基礎控除額33万円+24.5万円×被保険者の数 ※被保険者である世帯主を除く 5割(21,962円)  
基礎控除額33万円+35万円×被保険者の数 2割(35,139円)  
※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。  
(注1)本来は7割軽減ですが、軽減措置で8.5割軽減となります。

被扶養者だった人の軽減  
制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者だった人は、当分の間、所得割はからず、均等割額が5割軽減されます。ただし、特例措置で本年度は、均等割額が9割軽減されます。  
新しい被保険者証を7月下旬に送付します  
8月1日からは新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。保険料の納付状況によって、有効期限が短い被保険

## 国民年金保険料免除制度があります

国民年金保険料免除申請が承認されると、所得に応じて保険料の納付が全額免除されます。(左表参照)  
国民課 ☎43・5023  
(1万5020円)または一部免除されます。(左表参照)  
国民課 ☎43・5023

(表1) 免除時の納付額及び受給額

免除の種類	納付月額	年金の受給額
全額免除	0円	全額納めたときの2分の1
3/4免除	3,760円	" 8分の5
半額免除	7,510円	" 8分の6
1/4免除	11,270円	" 8分の7

※全額免除以外は、保険料を納付しなければ未納扱いとなります。

(表2) 申請免除の対象となる年間所得のめやす

免除の種類	単身世帯	2人世帯	4人世帯
全額免除	57万円	92万円	162万円
3/4免除	93万円	142万円	230万円
半額免除	141万円	195万円	282万円
1/4免除	189万円	247万円	335万円

※2人世帯=夫婦のみ、4人世帯=夫婦+子ども2人

年金相談  
▽日時 8月5日(金) 午前11時~午後3時※要予約  
▽場所 南淡公民館  
▽定員 36人  
国民課 ☎43・5023

## サマージャンボ宝くじ

サマージャンボ宝くじの収益金による「防災資機材等支援事業」「図書整備支援事業」を活用し、防災備品と図書を購入しました。



サマージャンボ宝くじの収益金は、販売実績に応じて都道府県に交付されますので、ぜひ兵庫県内の宝くじ売り場でお買い求めください。

▽販売期間 7月11日(月)~29日(金)  
▽抽選日 8月9日(火)  
国民課 ☎43・5023

# 看板に偽りナシ!!

自動車整備のプロフェッショナルの証です

黄色い看板の自動車整備工場  
南あわじ市自動車整備協議会加盟店へ!

